

政令第 号

測量法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十八条並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条の二十六及び第四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（測量法施行令の一部改正）

第一条 測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「旅費は」を「旅費及び手当は」に、「車賃及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、「その支給については」を削り、「の定めるところによる」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定の例により支給するものとする」に改め、同条第二項を削る。

（建設業法施行令の一部改正）

第二条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び

宿泊手当」に、
「」の定めるところ」を「」及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定の例」に改める。

第五十三条中「定めるところにより」を「規定の例により」に、「よる」を「より、支給するものとする」に改める。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）の施行に伴い、測量業者の登録の取消しに係る参考人の意見聴取に係る旅費及び手当の種目等について規定の整備を行う必要があるからである。